

# 目黒区立学校 学習用情報端末「iPad」(通信カード含む)の利用同意書

児童・生徒は下記の条件に基づいて目黒区から貸与する学習用情報端末(通信カード含む)(以下、「情報端末」という。)を利用します。

## 記

### 1 情報端末の基本的な利用について

- (1) 情報端末は毎日学校で使用します。情報端末を家庭に持ち帰った際は必ず充電を行い、翌日に必ず学校に持参します。
- (2) 情報端末を大切に扱います。(故意による貸与品の破損等損害の場合は、修理にかかる費用を保護者様にご負担いただく場合があります。)
- (3) 故障や破損があったとき、パスワードを4回間違えたときはすぐに学校の教員に報告します。
- (4) 目黒区教育委員会が承認したアプリケーションソフトを活用して学習を行います。

### 2 個人情報の保護及び利用について

- (1) 写真撮影や音、映像を録音・録画する際は、相手及び教員の許可(肖像権等)を得ます。
- (2) 自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しません。
- (3) 学習のため、児童生徒の個人情報がクラウド上に保存されること(個人情報の利用)に同意します。(目黒区では、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを遵守したクラウドサービスを利用いたします。)

### 3 人権や著作権への配慮

- (1) 情報端末の使用にあたっては、他者を傷つけ、不快感を与えるような表現をしません。
- (2) 他者の作品や表現を尊重し、使用するときには許可を得るようにします。

### 4 安全性(セキュリティ)やネットワーク上のルール、マナーについて

- (1) インターネット上において、不適切なサイトの閲覧や投稿を行いません。
- (2) 情報端末を違法・不適切な使用をしません。教員・保護者が違法・不適切な使用をしていないか確認することを承諾します。
- (3) アカウントやパスワードは自分で適切に管理します。

### 5 健康面について

- (1) 健康面に留意し、時間を決めて使用します。
- (2) データ通信量が多い場合、教員が使い方について本人・保護者に連絡し確認することを承諾します。

### 6 返却について

- (1) 学校を卒業する時(または転出時)には貸与されたもの全て(情報端末本体、キーボード付きカバー、タッチペン、ACアダプター、充電用ケーブル)を返却します。

### 7 その他

- (1) 「学習用情報端末『iPad』使用上の注意点」や各学校で定めるきまり等を守り、情報端末を使用します。
- (2) 目黒区教育委員会が情報端末の活用状況把握のためのログ(操作履歴)取得を承知します。

上記の項番1～7の内容について、使用者である児童・生徒へ理解させることに努め、貸与された情報端末を学校の教育活動及び家庭等における児童・生徒の学習で利用することを保護者として同意いたします。

目黒区教育委員会教育長 様

令和 年 月 日

所属：目黒区立 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_

児童・生徒氏名： \_\_\_\_\_

保護者氏名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_